

—元気一杯!こども会まつり— …… 4ページ



公共下水道 1月末 の普及状況

- ① 供用開始区域内の使用可能人口
6, 939人 先月比 (+ 61人)
- ② 供用開始区域内の使用人口
3, 528人 先月比 (+ 64人)
- ③ 使用人口率(水洗化率)
50.8% ②/① 先月比 (+0.4%)
- ④ 供用開始区域内の使用可能世帯数
2, 308件 先月比 (+ 22件)
- ⑤ 供用開始区域内の使用世帯数(総数)
1, 229件 先月比 (+ 35件)
- ⑥ 使用世帯数率
53.2% ⑤/④ 先月比 (+0.1%)

●お問い合わせ 上下水道課 ☎945-3017

**主
な
内
容**

- 全国学力学習状況調査から見る
与那原町の子ども達…………… P 2
- 国民年金保険料・学生納付特例申請について…………… P 6
- 65歳以上の方へ
健やかに暮らすために生活機能評価を受けましょう…………… P 8
- お知らせ「税務課からのお知らせ」、他…………… P 12

3月1日現在 **人口** 15,705 (+ 1) **男** 7,632 (-2) **女** 8,073 (+3)
()は前月比 **世帯** 5,577 (± 0)



全国学力学習

状況調査から見る

与那原町の子ども達

● 連絡先

町教育委員会

☎ 九四五―二三六一

昨年四月二十四日に実施され

た「全国学力・学習状況調査」の結果が公表され、その結果が「沖縄県は全国最下位」という事が報道され、マスコミをにぎわしてきました。確かに結果については、厳しくかつ冷静に受け止めながらも、「今後どのような対応策を講じていくか」という視点に立って、地域総ぐるみで子ども達の学力向上に取り組んでいく必要があります。

そこで、本町の子どもの状況はどうなっているのか、分からないことには、町民総ぐるみで取組を強化することはできません。ここでは、大まかな傾向について、ふれていきたいと思えます。今回の調査は小中学校とも国語と算数(数学)の二教科で実施されました。さらに各教科ともA B問題に分かれA問題が「知識」に関する問題で「身につけておかなければ後の学年等の学習に影響を及ぼす内容」となっています。またB問題は「活用」に関する問題で「知識・技能等を実生活の様々な場面に

活用する力などに関わる内容」となっています。

【表1】を見ると、小学校ではA問題では平均正答率が全国平均を上回っているものが割とありますが、B問題では0となつていきます。これは、中学校でも同じ傾向であり(A問題よりB問題の正答率が低くなつていきます)。やはり、小中学校ともに学習したことを生活の場面で生かす力に課題があるようです。

また【表2】を見ると国語

【表1】各検査ごとと正答問題数における全国との比較

	問題数	全国平均より上	全国平均より下
小学校	国語A	18	4
	国語B	10	0
	算数A	19	7
	算数B	14	0
中学校	国語A	37	4
	国語B	10	3
	数学A	36	3
	数学B	17	1



【表2】最大差のある問題と正答率

※()は全国平均正答率%

小学校

- 国語A：漢字を書く。「魚をやく」→焼く 45.8% (70.7%)
- 国語B：資料(あるスーパーの広告)にある情報を的確に読み取る → 46.3% (62.8%)
- 算数A：16cmのひもで作った長方形の縦の長さが、1cmずつ増えるときの横の長さの変化を答える → 62.7% (75.1%)
- 算数B：全体の長方形から内部の長方形を除いた残りの部分の面積が等しいことの理由を説明する → 55.9% (67.9%)

中学校

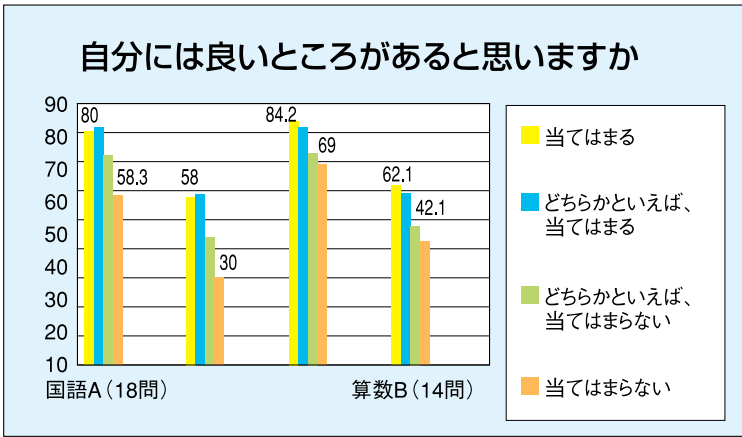
- 国語A：漢字を書く。「会社のりえきを上げる」→利益 54.1% (68.2%)
- 国語B：広告カードを比較して、共通して書かれている情報を読み取る → 63.8% (73.2%)
- 数学A：反比例の関係を表すグラフの特徴を理解している → 49.2% (67.9%)
- 数学B：問題解決の方法を数学的に説明することができる。→ 19.9% (38.7%)

では、漢字力や読解力(資料や文章を読み取る力)に課題があり、算数では、周りの長さが決まった長方形の縦と横の長さから反比例の決まりを見つけたたり、数式を使って、面積が等しいことを説明する等の筋道を立てて表現していく力等に課題があることがわかります。また、中学校の国語では、漢字の読み書きや資料読解力、歴史的仮名遣いに課題があり、数学では空間での平面と直線の位置関係、グラ

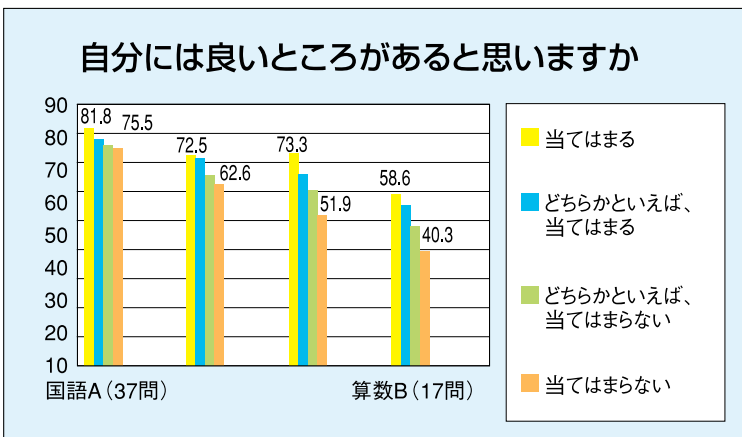
フを読み取る力や問題における文章の意味を読みとる力等に課題があることがわかりました。さて、今回の調査で、全国の結果と比べて注目されているのは成績だけではありません。特に那原町及び沖縄の子ども達の無回答率の高さです。問題と向き合つて問題文をしつかりと読み取り最後まであきらめずに粘り強く考え抜く力が弱いのです。特にB問題はかなり長い文章や

資料の読解力が試されています。たとえ問題がすぐに分からなくても解答用紙の上に「ああでもない、こうでもない」と試行錯誤している姿が見えるような子ども達にしていきたいものです。ところで、今回の調査では、もう一つの特徴があります。それは、子ども達の生活実態と、成績との間には、どのような相関関係が見られるかという視点から「クロス調査」をしていることが、取り上げられます。

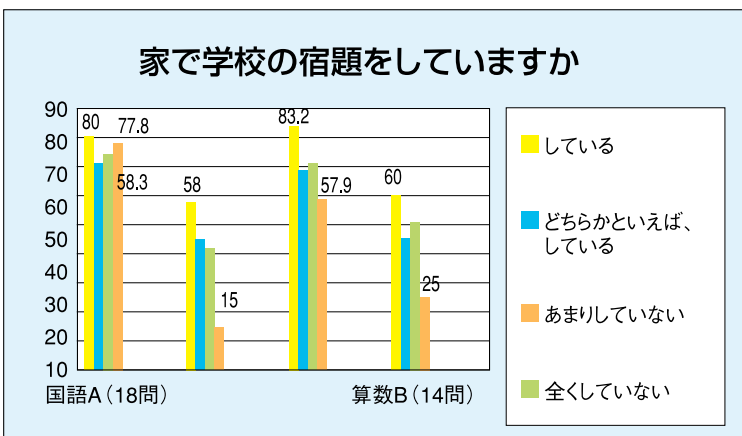
【表3】



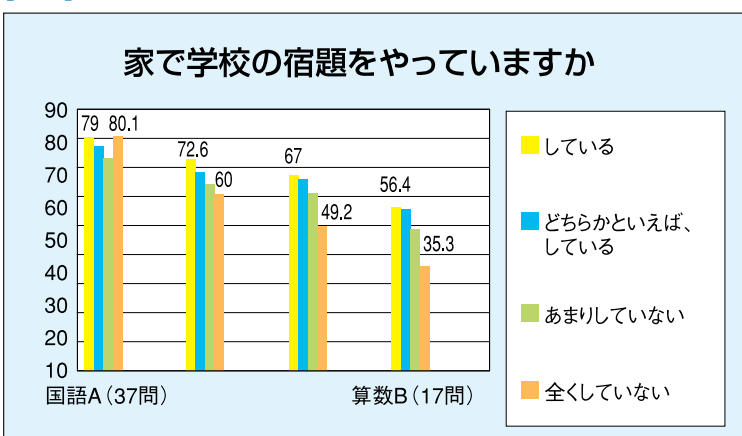
【表4】



【表5】



【表6】



【表3】と【表4】をみると、「自分には良いところがある」と思っている児童の平均正答率が、「当てはまらない」つまり、「自分には良いところがない」と思っている児童より高いことがわかります。このことは、中学校でも同じです。

次に、「家で宿題をする」と「平均正答率」との間には、どのような相関関係があるか見てみました。

【表5】と【表6】を見てみると、小中とも共通的に言えることは「家庭学習をする」と「しない子」の平均正答率の差は、A問題よりもB問題の方その差がより大きく出ていることがわかります。

やはり、家庭学習の習慣身につけることは、とても大事であることが、この調査でもわかりました。

さて、今年も四月には、第2回目の「全国学力・学習状況調査」が実施されます。今、マス

①全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る

コミ等で盛んに学力調査のことに取って取り上げられています。が、大事なことは、この調査は、競争するためにやっているのではないと言うことです。調査の目的は二つです。

②各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において自らの教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図り、併せて児童生徒一人一人の学習改善や学習意欲の向上につなげる

したがって、この調査を通して、「私もやればできる」という自己肯定感を一人一人の児童生徒に持たせ、学習意欲の向上を図ることが何より大事にされなければなりません。「過度な

競争」「学校や子ども達の序列化」につながるないように、慎重に対応していくことが、求められています。

今後とも、学校がやるべき当たり前のこと、家庭が子ども達にやるべき当たり前のこと、地域が子ども達の健全育成のためやるべき当たり前のこと、「凡事徹底」を合い言葉に、取組みを強化していきたいものです。



戸籍事務電算化稼働式

2月25日、従来の和紙原本で管理していた戸籍が電算化され同日、稼働式が行われました。県内では26番目となります。電算化により、処理事務が正確かつ迅速に、様式も変わり見やすくなりました。

(詳細は1月号をご参照ください)



与中野球部・男子卓球部 県大会優勝!

2月6日、与中野球部、男子卓球部が県大会で優勝し、町長、教育長等に報告に訪れました。

野球部は九州大会へ(熊本県)、男子卓球部は全国大会(茨城県)へ(両大会とも3月28~31日開催)県代表として出場します。



※「家なれ〜どう外なれ〜運動」体験作文表彰

2月25日、運動の一環として募集した作文の表彰式が行われました。入賞者は、最優秀賞 又吉南帆さん(与東小6年)、優秀賞 久米千尋さん(与東小1年)、優良賞 饒平南希さん(与小6年)、銘苅梓さん(与東小2年)です。



島尻のスポーツ振興を語る!

2月23日、島尻郡体育協会(会長 古堅國雄)によるスポーツシンポジウムが行われました。基調講演の行われた後、各体協関係者がパネリストとなり、スポーツの意義と役割、体協の発展について意見が交わされました。



教育委員に
宮平洋子氏

12月20日付で選任されました。
任期は4年間です

2/9 第3回 公民館まつり



いきいきと成果発表!

2/7 上下水道課庁舎建設工事着工



3/2 第5回 子ども会まつり



元気一杯!興味津々!

2/22 町商工会建設工業部会 「地元企業優先使用要請」



2/8 各区公民館・集会所に 「子ども110番の家」委嘱



※「家なれ〜どう外なれ〜運動」・・・主催：町学力向上推進協議会、町青少年健全育成町民会議。家庭共通の意識や目標(家訓)を持つ事で「家習(やーなれー)」「家でのしつけ」が行われ、「外習(ふかなれー)」「社会での行動」もできるようになる事を目的としています。



いこうよ！ 図書館

【火～金】午前10時～午後7時
【土・日】午前10時～午後5時
【休館日】月曜日、第4金曜日（資料整理日）

図書館 カレンダー

与那原町立図書館

与那原町字与那原 712 番地 ☎946-6959

3月 4月

1 土	1 火
2 日	2 水
3 月	3 木
4 火	4 金
5 水	5 土
6 木	6 日
7 金	7 月
8 土	8 火
9 日	9 水
10 月	10 木
11 火	11 金
12 水	12 土
13 木	13 日
14 金	14 月
15 土	15 火
16 日	16 水
17 月	17 木
18 火	18 金
19 水	19 土
20 木	20 日
21 金	21 月
22 土	22 火
23 日	23 水
24 月	24 木
25 火	25 金
26 水	26 土
27 木	27 日
28 金	28 月
29 土	29 火
30 日	30 水
31 月	

印は休館日です

一般図書

書名	著者名	出版社
日本酒15706種	稲 保幸	誠文堂新光社
イヴ・グリーン	スーザン・フレッチャー	バベルプレス
ST桃太郎伝説殺人ファイル	今野 敏	講談社
選挙トカルチョ	佐野 洋	双葉社
★アレルギー疾患は治せる：名医の最新治療	週刊朝日	朝日新聞社

→花粉症やアトピーなど、国民の3人に1人が持つというアレルギー疾患。最新治療法を徹底取材。

児童図書

へんしんマラソン	あきやまただし	金の星社
サイエンス・コナン：名探偵の不思議	金井 正幸	小学館
★パディ：たいせつな相棒	V・M・ジョーンズ	PHP研究所

→ぼくたちは双子。お互いをパディと呼んでいる。あの事故がなければずっと相棒のはずだった…。

郷土図書

貧の達人	東 峰夫	たま出版
琉球王国誕生：奄美諸島史から	吉成直樹ほか	森話社
★誘拐逃避行：少女沖縄「連れ去り」事件	河合 香織	新潮社

→10歳の少女と47歳の男。誘ったのは、どちらだったのか。実際にあった事件を取り上げる。

ビデオ

★かこさとしおはなしのビデオ全5巻（各26分）	かこ さとし	DNP映像センター
-------------------------	--------	-----------

→『おたまじゃくしの101ちゃん』『からすのパンやさん』…。あの名作絵本がビデオになりました！

お知らせ

4月は、図書館利用カードの更新月となります。更新手続きの際は、必ずご本人来館の上、住所確認のできる免許証か健康保険証（中・高校生の方は学生証）をご持参下さい。在勤の方は、加えて勤務先証明（社判等）が必要です。不明の点は、町立図書館までお問い合わせ下さい。

2月の利用状況

登録人数	22人
貸出人数	1,129人
貸出点数	3,028点
開館日数	14日

きら☆きらり子ども教室

いっしょに
きらきらしようよ！

バウンドテニス大会

2月3日、きら・きらり子ども教室のバウンドテニス大会が、与那原小学校体育館で行われました。

去年の5月から毎週（火曜日・水曜日）に練習をしてきた成果の見せどころで、低学年の部、高学年の部に分け、みんな元気いっぱい頑張りました。成績は次のとおりです。



低学年の部優勝チーム

宮城 佐和子（与小3年）
廣井 悠乃（与小5年）

高学年の部優勝チーム

宮城 春奈（与小5年）
廣井 悠乃（与小5年）



お問い合わせ 生涯学習振興課（コミュニティーセンター）☎835-8220

町史編集室では、沖縄戦の資料収集と、体験者からの聞き取りを行っています。皆様のご協力をお願いします

◆情報⑨◆「十・十空襲」の目撃証言

○早朝、馬天の海軍施設が機銃掃射を受けた。○板良敷で早朝の米軍機飛来を演習と思い、住民多数が丘に登った。○上与那原（現大里入口付近）では、米軍機の上空通過と与那覇の火災を目撃。○那覇や首里へ通学中の学生は、空襲を近くで目撃し隠れて与那原へ戻った。○昼頃、新島にあった警察署近くのクムイ（池）に爆弾落下。○親川のクムイにも着弾した様子。○与那原沿岸の舟が攻撃を受けた様子。

●連絡先：町史編集室
☎八七一九九八一 FAX八七一九九八一

国民年金保険料・ 学生納付特例申請 について

このお知らせは、平成19年度において学生納付特例制度により、保険料納付を猶予されてる方で、引き続き平成20年度も在学予定の方にお送りしています。

平成20年度も「学生納付特例制度」をご利用される方へ

平成20年度も平成19年度と同じ学校に在学される方につきましては、同封している**学生納付特例申請書（ハガキ）**に必要事項をご記入の上、返送していただくことにより、平成20年度（平成20年4月～平成21年3月）についても学生納付特例申請を行うことができます。（7頁の記入例をご確認の上、記入してください。在学証明書、学生証の写しを添付していただく必要はありません。）

ただし、在学される学校等に変更のある方などは、改めて在学の事実等について確認する必要があるため、この申請書で申請することはできませんので、住所地の市役所、区役所、町村役場又はお近くの社会保険事務所にご相談ください。

※学生納付特例制度は、前年の所得が一定以下の学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなることを防止するため、**ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。**（学生納付特例は**年度毎**に申請を行っていただく必要があります。）

※前年に所得がある方については、所得が確定した後に審査を行うこととなりますので、平成20年7月以降に審査の結果をお知らせすることとなります。

平成20年度は「保険料納付を希望」される方へ

平成20年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は、納付書を送付させていただきますので、お手数ですがお近くの社会保険事務所にご連絡ください。

特に、保険料を前もって納付することにより割引が適用される「前納割引」をご利用になる場合、平成20年度（1年度分）前納の納付期限は、平成20年4月30日となりますので、お早めにご連絡ください。

（同封の学生納付特例申請書の裏面に納付額等についてのご案内がございます。）

なお、同封の学生納付特例申請書をご提出されない場合には、6月上旬以降、平成20年度分の納付書を送付することとしています。

便利でお得な口座振替もありますので、ご希望される方はお近くの社会保険事務所にご連絡ください。

※7頁に、学生納付特例制度や申請書の記入例についてのお知らせがあります。

社会保険庁・地方社会保険事務所・社会保険事務所

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>

学生納付特例期間の年金はどうなるの？

	納付	学生納付特例	未納
傷害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間)	○ 入ります	○ 入ります	× 入りません
老齢基礎年金	○ 入ります	○ 入ります	× 入りません
	○ 入ります	× 入りません	× 入りません
受給資格期間	○ 入ります	○ 入ります	× 入りません
年金額に計算	○ 入ります	× 入りません	× 入りません

○障害基礎年金及び遺族基礎年金を受給するためには一定の受給要件があります。

○学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に参入されますが、年金額には反映されません。

○そこで、学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に納めること（追納）ができます。**（ただし、学生納付特例期間の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。）**

○なお、保険料の追納にあたっては、申込書の提出が必要となります。

過去に学生納付特例等の承認を受けた年度の保険料を平成19年度に追納する場合の額

年度	追納額	当初保険料額
12年度	15,070円	13,300円
13年度	14,500円	13,300円
14年度	13,940円	13,300円
15年度	13,730円	13,300円
16年度	13,540円	13,300円
17年度	13,580円	13,580円
18年度	13,860円	13,860円
19年度	14,100円	14,100円

平成19年度に追納する場合、平成17年度以降の保険料につき追納加算額はありせん。
※平成20年4月1日以降、平成17年度以前の追納額が改訂されることとなります。

国民年金保険料学生納付特例申請書(記入例)

入学年月と卒業予定年月をご記入ください。

今回の申請期間は、最長で平成21年3月までです。

学校の名前	年金大学	学校の所在地	東京 千代田 霞ヶ関1-2-2
在学予定年月	平成 18年 4月から平成 22年 3月まで	学生納付特例申請期間	平成 20年 4月から平成 21年 3月まで
前年度の所得	1.あり ②なし	前年における所得税・障害者控除・寡婦控除	1.課税(障害者控除有 寡婦控除有) 2.非課税
上記の通り国民年金保険料学生納付特例を申請します。 この申請に必要な所得情報に関する書類の添付等について市区町村長に委託します。 〒168-8505		平成 20年 4月 1日 社会保険事務所長あて	
住所	東京 杉並 高井戸西3-5-24	住民票上の住所をご記入ください。	
氏名	年金 太郎	(電話)	03-1234-5678

前年の所得の有無につきご記入ください。
どちらか一方に必ず○をつけてください。

所得がある場合のみご記入ください。

被保険者本人が自署する場合は押印する必要はありません。

※学生納付特例の申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、障害基礎年金を受け取ることができない場合がございます。**申請書は4月中にご提出願います。**

※在学される学校等に変更のある場合や、失業などを事由とした申請を行う場合には、このハガキ形式の申請書による申請を行っていただくことはできませんので、住所地の市役所、区役所、町村役場又はお近くの社会保険事務所に相談してください。

詳しくは、浦添社会保険事務所 ☎877-0511 までお問い合わせください。

お問い合わせ 福祉課 年金係 ☎945-1525

65歳以上の方へ

健やかに暮らすために
生活機能評価を受けましょう。



生活機能評価とは

年齢とともに現れる心身の衰えをチェックし、早期に対応して介護状態を回避するための検査で、**生活機能チェック（基本チェックリスト）**と**生活機能検査**の2段階で実施されています。

高齢期の健康づくりでは今ある心身の機能をできるだけ落とさないことが、生活習慣病の予防とともに重要となってきます。生活機能評価を実施し、生活機能の低下が見られる方には低下を防ぐための介護予防を実施します。

対象者

1. 65～74歳で要支援・要介護認定を受けていない方
2. 75歳以上で要支援・要介護認定を受けていない方で、内科・外科のかかりつけ医のいない方



実施主体

与那原町地域包括支援センター（役場福祉課内設置）が主体に行います。

受診料 無料

まず、基本チェックリスト（9ページ）を使った問診を行ってみましょう。



- | | | |
|------------------|----------------|-------|
| (1) 基本チェックリストの質問 | 6～10の★の数（*1）が | 3個以上 |
| (2) 基本チェックリストの質問 | 11～12の★の数（*2）が | 2個 |
| (3) 基本チェックリストの質問 | 13～15の★の数（*3）が | 2個以上 |
| (4) 基本チェックリストの質問 | 1～20の★の数（*4）が | 12個以上 |

の(1)～(4)のいずれかに該当する方は生活機能の低下が疑われ、生活機能健診を受けた方が良いと思われます。

※気になる方は、4～5月の期間に地域包括支援センター（福祉課）にご相談下さい。

（ただし、基本チェックリストに該当しない方は、自身が加入している医療保険者実施の特定健診が受けられます。）

お問い合わせ

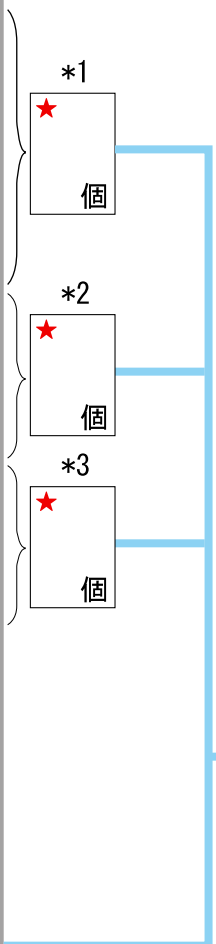
与那原町地域包括支援センター
福祉課 介護保険係

☎945-1525

基本チェックリスト

ふりがな		生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 歳
氏名			
住所	与那原町字	電話番号	

No.	質問項目	回答(いずれかに○)	
1	バスや電車で1人で外出していますか	はい	いいえ★
2	日用品の買い物をしていますか	はい	いいえ★
3	預貯金の出し入れをしていますか	はい	いいえ★
4	友人の家を訪ねていますか	はい	いいえ★
5	家族や友人の相談にのっていますか	はい	いいえ★
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	はい	いいえ★
7	椅子に座った状態から何にもつかまらずに立ち上がっていますか	はい	いいえ★
8	15分くらい続けて歩いていますか	はい	いいえ★
9	この1年間に転んだことがありますか	はい★	いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	はい★	いいえ
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	はい★	いいえ
12	BMIが18.5未満ですか(BMI = 体重□kg ÷ 身長□m ÷ 身長□m) ●例: 体重60kg、身長165cm(1.65m)の人の場合 ⇒ $60 \div 1.65 \div 1.65 = 22$ となります。(BMIとは、肥満や低体重の判定に用いられるものです。)	はい★	いいえ
13	半年前に比べて硬いものが食べにくくなりましたか	はい★	いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	はい★	いいえ
15	口の渇きが気になりますか	はい★	いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	はい	いいえ★
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい★	いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	はい★	いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい	いいえ★
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	はい★	いいえ
※点数小計(No. 1～20) 【 ★ 個 】 * 4			
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	はい★	いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	はい★	いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	はい★	いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	はい★	いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	はい★	いいえ





クラフトサークル

★活動日時：毎週金曜日
午前10時～12時

クラフトテープを使った作品を作りながら子育ての輪を広げています。
子連れでの参加もOK!

バンビクラブ

★活動日時：毎週水曜日
午前10時～12時

★対象 象：〇歳児～就学前児童
とその保護者

週一回児童館に集い、子ども同士の交流・お母さん同士の交流・地域の方々との交流を図っています。



見学大歓迎!

母親手作りクラブ

★活動日時：毎週火・木曜日
午前10時～12時

トールペイントやパッチワーク等を楽しみながら交流しています。児童館の行事へも積極的に協力しています。



エコクラブサポーター

★活動日時：毎週土曜日
午前10時～12時

主にエコクラブの保護者や関係者で構成され、エコクラブをサポートしています。保護者以外のサポーター、環境活動に関心があつてエコクラブをお手伝いしてくれる大人を随時募集しています。
※こどもエコクラブの募集期間は四月中です。対象は小学一年～高校生までです。

あかぎ児童館では地域組織活動育成事業の一環として母親・父親・地域を対象に行っているサークルが現在四団体活動しています。また、今年度も「中高校生と赤ちゃんのふれあい交流事業」を行います。赤ちゃんと交流したい中学生・高校生を募集しています。

中高校生サークル ONE



『中高校生と赤ちゃんの出会い・ふれあいプロジェクト』に参加する中学・高校生を募集します。

※詳しくはお気軽に児童館までお問い合わせください

老人クラブ

町老人クラブ ☎ 九四五―三〇二六 (町社協内)

板良敷長寿会

「ちゅうらちなー安全なまちづくり 功労者等表彰」を受賞

二月十三日、ちゅうらちなー安全なまちづくり推進会議より「ちゅうらさん運動」に貢献のあつた団体として板良敷長寿会(会長 神谷春次)が「ちゅうらうちなー安全なまちづくり功労者等表彰」を受賞

しました。これは、同会が毎週月～金(雨天時中止)に行っている登下校時のスクールガード活動が認められたものです。町老連としては板良敷長寿会の他に「当添若松会」も登下校時のスクールガードを行っています。今回の受賞を機に、今後、各区の活動が「地域を豊かにする活動」としての広がりが期待されます。



「ひざし」へ行くひざし!



2月8日、講師に大城和生さん(与那原GYM オーナー)をお招きし「筋力アップ講座」を行いました。

筋力アップのための正しい体の動かし方やストレッチ等を講習し、参加者からは、「意外と簡単に出来るね」「結構効くねー」「家でもできそう」等の声が寄せられ、好評でした。

2月13日、あすなる共同作業所と合同で「カレーライスづくり」を行ないました。

カレーに欠かせないジャガイモは昨年十月にひざしの花壇に植え、収穫したものを使い、おいしいカレーライスにおかわりする人が続出。大成功のカレーライスづくりでした。

次回の料理実習に向けて、今度は何を植えようか今から楽しみようです。

お問い合わせ 町しょうがいしゃ交流センター ひざし ☎ 882-8357 FAX 882-8358

マリンタウン

東浜 ストーリー



編集：沖縄県町村土地開発公社 与那原支社 企画総務課内 ☎945-5323 現地案内所 ☎871-9396



マリン 東浜完成予想図



3期分譲地 4月5日より販売

坪単価 **19万円** 台より

資料配布は3月26日開始

マリンタウン東浜三期分譲住宅用地の分譲販売が、四月五日より行われます。

販売に向け、単価設定について審議を行ってきた東浜地区土地処分検討委員会（知念成勇委員長他六人）は、二月二十八日、古堅國雄沖縄県町村土地開発公社与那原支社理事（与那原町長）へ答申を行いました。

画地の単価設定については、不動産鑑定士の行った評価額を基に、街路条件、交通条件、画地条件などを考慮して審議が行われ、まとめられました。

三期分譲住宅用地の総筆数は五十八筆。

画地面積は二〇三平方メートル（約六十一坪）以上六〇三平方メートル（約百八十二坪）となっており、坪単価十九万七千七百円より用意しています。

三期分譲住宅用地の資料については、三月二十六日より、沖縄県町村土地開発公社与那原支社東浜現地案内所において、配布いたします。

マリン 事業経過

町の二十一世紀のまちづくりを展望する与那原湾地先の埋め立て事業は、昭和六十一年に中城湾港南部開発構想調査に着手し、平成二年、沖縄県地方港湾審議会が計画の承認を受けました。それを受け、沖縄県土木建築部港湾課内に中城湾港マリンタウン開発班が設置され、漁業権者からの埋立同意を得て埋立願書の出願を行い、平成八年一月三十日付で西原・与那原地区一四二ヘクタール（与那原町域八二ヘクタール）の公有水面埋立の免許を取得し、同年四月工事着工いたしました。

事業期間は平成五年度～平成二十二年度（予定）。

総事業費は六百三十四億円。十九年度末進捗率としては、事業費ベースで約八九・七％、埋め立て面積では約九七・三％となる見込み。

税務課からのお知らせ

◎ 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

期 間／4月1日～4月30日(土・日及び祝日を除く)
午前8時30分～午後5時30分
(正午～午後1時を除く)

場 所／役場税務課

縦覧範囲／土地・家屋価格等縦覧帳簿で他の土地や家屋の評価額

縦 覧 者／固定資産税の納税者または納税管理人、代理人(委任状が必要)

(注) 本人確認のため、納税通知書または運転免許証等を持参してください。

◎ 固定資産課税台帳の閲覧

期 間／4月1日～通年
(土・日及び祝日、年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時30分
(正午～午後1時を除く)

場 所／役場税務課

閲覧範囲／義務や権利に係る土地・家屋の固定資産課税台帳

閱 覧 者／納税義務者等、借地人、借家人、固定資産の処分をする権利を有する一定の者

(注) 閲覧者として証明できるものをご用意ください。(賃貸借契約書等)

◎ 固定資産税第一期分納期

固定資産税の第一期分納期は4月1日(火)～4月30日(水)の間になります。

◎ 原付・軽自動車の抹消手続きは3月末までに

原付・軽自動車は、毎年4月1日現在所有している方へ課税されます。

他人への譲渡、盗難、使用不能等の状態がありましたら、3月末までに手続きされますようお願いいたします。

※転出の際は、軽自動車協会へも届出をして下さい。

平成19年度(現年度分)行政区別収納状況

(単位:%) 平成20年2月末日現在

収納順位	町県民税		固定資産税		軽自動車税	
	行政区	収納率	行政区	収納率	行政区	収納率
1	東 浜	96.24	県営住宅	97.74	東 浜	98.83
2	森 下 区	95.54	東 浜	86.00	町営住宅	96.14
3	港 区	93.68	中 島 区	85.02	板良敷区	95.01
4	町営住宅	93.55	港 区	83.88	上与那原区	94.57
5	大見武区	90.23	上与那原区	82.79	当 添 区	93.14
6	上与那原区	89.21	浜 田 区	82.35	大見武区	92.91
7	当 添 区	88.11	江 口 区	82.02	江 口 区	92.83
8	板良敷区	84.38	板良敷区	81.94	新 島 区	92.22
9	新 島 区	83.00	森 下 区	81.74	県営住宅	91.56
10	浜 田 区	82.06	当 添 区	81.63	港 区	91.21
11	江 口 区	81.90	町営住宅	81.42	与 原 区	90.35
12	与 原 区	81.43	与 原 区	80.92	浜 田 区	90.31
13	中 島 区	78.36	新 島 区	76.16	森 下 区	90.06
14	県営住宅	54.27	大見武区	75.19	中 島 区	87.85
	町 外	96.16	町 外	83.35	町 外	98.42
	平均	85.91	平均	82.29	平均	92.85

平成19年度中の滞納処分状況 (平成20年2月末日現在)

- 預金差押 50件
- 不動産差押 15件
- 給与差押 1件
- 生命保険差押 2件
- 所得税還付金差押 7件

タイヤロックを実施します!

税務課
徴収係

町税(町県民税、固定資産税、軽自動車税等)滞納者に対して、国税徴収法等に基づき普通乗用車、軽自動車(原動機付き自転車も含む)にタイヤロックを装着(差押)します。

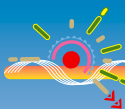
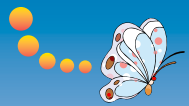
対 象 者／督促及び再三の催告に応じない町税(町県民税、固定資産税、軽自動車税等)の滞納者

取組概要／自動車等を所有している滞納者に対し、差押予告書を発し、納税が無い場合、タイヤロックを装着して自動車等の差押えを行ないます。

目 的／タイヤロックによる滞納処分は、差押えした自動車等を運行、使用をさせないことで滞納者に自主納付を促すことを目的としています。



お問い合わせ 税 務 課 ☎ 945-4477



健康保険課からのお知らせ

平成20年度 国民健康保険 被保険者証の更新について

- 平成20年4月から、国民健康保険被保険者証は銀ねずみ色に変わります（退職者医療制度該当者は白茶色）。
- 平成19年度国民健康保険税を9期（平成20年2月29日納付期限）まで完納している世帯には、新しい国民健康保険被保険者証をご自宅（所在地）へ宅急便でお届けします。役場窓口までお越しいただく必要はありません。
 - ※平成20年2月1日以降新規取得者は窓口にて更新。
 - ・平成20年3月中～下旬ごろ配達予定です。
 - ・留守であった場合、配達担当者が「不在通知」を残しておきます。不在通知に記載されている電話番号に連絡していただければ、再度配達に伺います。
- 平成19年度9期までの間に未納がある方は、役場にて被保険者証を更新します。下記の指定日にお越しください。

各区の更新日

行政区	日 時
当添・板良敷	3月24日（月）
港・江口・中島	3月25日（火）
新島・森下・浜田	3月26日（水）
与原・大見武	3月27日（木）
上与那原・県営団地 町営団地・東浜	3月28日（金）

- ※時 間／午前8時30分～午後5時30分
- ※場 所／健康保険課
- ※持参する物／印鑑・平成19年度の健康保険証

お問い合わせ 健康保険課 ☎ 945-2204

出産育児一時金受取代理制度について

- 町では出産時に出産費用をご準備いただく負担をやわらげ、少しでも安心して出産をむかえていただくために、出産育児一時金受取代理制度を始めました。
- **出産育児一時金受取代理制度とは…**
出産する前の段階で（出産予定日までひと月以内）、役場の窓口で必要な申請を行っていただくことにより、出産にかかった費用を、出産時に支給する出産育児一時金（35万円）の中から35万円を限度に、町が直接医療機関等にお支払いする制度です。
 - **ご利用できる方…**
 - ・町国民健康保険に加入している方
 - ・出産育児一時金の支給を受ける見込みがあり、かつ、出産予定日までひと月以内の方
 - ・国民健康保険税に未納がないこと

保険税の納付義務は世帯主にあります

国保では、1人ひとりが被保険者ですが、加入は世帯ごとになります。保険税の納付義務はその世帯の世帯主にあります（高齢者や子供等、所得のない者にも給付を行うため、主たる生計維持者である世帯主が義務を負うことが社会通念上妥当という観点からきています）。納税通知は世帯主あてにお送りします。ただし、保険税がかかるのは加入している人のみとなります。（与那原町国民健康保険税条例第1条第2項）

擬制世帯主とは？

もし、世帯主本人が職場の健康保険や後期高齢者医療保険などに加入していて、国保の加入者ではなくても、世帯内に一人でも国保の加入者がいれば、保険税の納付義務は世帯主にあります。このような世帯を「**擬制世帯**」といいます。

児童扶養手当について

「児童扶養手当」は、父母の離婚などにより、父と生活をともにできない児童の母（もしくは養育している人）、または父が重度障害の状態にある児童の母に支給されます。

※手当は所得により支給停止（一部又は全部）があります。
※公的年金を受けられる場合は手当を受けることができません。

（父障害の場合は支給される年金の内容によります）

該当すると思われる方で請求手続きをしていない場合は窓口でご相談下さい。

《児童扶養手当受給者の皆様へ》

＝児童扶養手当に関するお知らせ＝

児童扶養手当法により、支給開始月から5年を経過したとき（平成15年4月を起算日とする）は、手当の

一部支給停止が行われることとされています。

ただし、以下の事由に当てはまる方で一定の手続きを行った場合は、これまで同様に手当を受給することができます。

（受給者の状況）

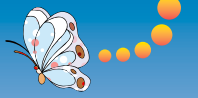
- ①就労している
- ②求職活動をしている
- ③身体上や精神上的の障害がある
- ④負傷や疾病等により就業することができない
- ⑤児童や親族が要介護状態で受給者が介護する必要があるために就業できない

今回、対象となる方には通知でお知らせしています。

通知文書をご確認し、必ず締切日までに関係書類を提出していただきますようお願いいたします。

※手続きが遅れた場合、手当が一部支給停止されますのでご注意ください。

お問い合わせ 福祉課 ☎ 945-1525



よりよい人生、大切な家族のために 交通災害共済 に家族そろって加入しましょう

沖縄県町村交通災害共済組合は、沖縄県内の全町村で組織され、住民に対する「交通災害共済事業」を実施しております。加入者1人1人が相互扶助協力の精神に基づき、見舞金を支給する共済事業です。



- 共済掛金** 1人につき5000円
 - 共済期間** 平成20年4月1日～平成21年3月31日
※4月1日以降に加入の場合、受理された日の翌日からの共済期間となります。
 - 申込方法** 配布された申込用紙に加入者名を連記し、掛金を添えて企画総務課もしくは各区の区長さんへ提出してください。
- ※金融機関（銀行、農協、郵便局）での納金はできませんのでご了承下さい。

お問い合わせ 企画総務課 ☎ 945-2201



平成8年12月以前に旧姓で年金に加入していた方は、ご注意ください

年金記録もれにはさまざまなケースが考えられますが、とりわけ多いのが、平成9年の基礎年金番号導入前に旧姓で年金制度に加入した場合。基礎年金番号に結びつかない年金記録の中には、結婚等により名字を変更していると考えられる記録が多く含まれています。

まずは、次の方法でご自身の年金記録をご確認ください。

- ① 浦添社会保険事務所 浦添市内間3-3-25 ☎877-0511
- ② 「ねんきん特別便専用ダイヤル」 ☎0570-058-555
- ③ インターネット(ユーザーID・パスワード)

※社会保険事務所等の所在地、開庁時間やインターネットでの年金記録の照会申込みなどについては、社会保険庁ホームページにてご案内しています。

社会保険庁サイト <http://www.sia.go.jp/>

マリンタウン東浜

あがり はま

2月末
までの
契約状況



住宅用地 / 224筆
商業用地 / 25筆 計249筆

只今、随時申し込み受付中!

お問い合わせ

東浜現地案内所 ☎ 871-9396

東浜ホームページ

<http://www.town.yonabaru.okinawa.jp/MTP/index.htm>

3月・4月・5月の無料法律相談

- 日 時** / 3月21日(金)・4月18日(金)・5月16日(金)
- 時 間** / 午後2時～4時
- 場 所** / 町社会福祉センター
- 内 容** / 交通事故、土地問題、ヤミ金融、多重債務、相続遺言、家庭問題、他
- 申込方法** / 電話予約が必要です。
- 担当弁護士** / 中野清光氏(町顧問弁護士)

お問い合わせ

企画総務課 ☎ 945-2201

戦没者等のご遺族のみなさまへ

第8回特別弔慰金の請求はお済みですか？

請求期限は、平成20年3月31日です。

この期限を過ぎますと、法律の規定により特別弔慰金を受ける権利が消滅しますので、支給対象者に該当する方でまだ請求されていない方は、手続きを済ませてください。

【手続忘れの可能性がある方】

- ★特別弔慰金を受けたことがある方で、平成7年以降に与那原町に転入された方
- ★平成17年4月1日以前に恩給や遺族年金等を受給されていた方が亡くなられた場合

(1) 特別弔慰金制度の概要

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日(基準日)において恩給や遺族年金等の支給を受けている方がいない場合に、特別弔慰金として額面40万円、10年償還の記名国債が支給されます。

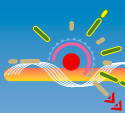
(2) 支給対象者及び順位

戦没者等死亡当時のご遺族で

- 1、戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2、戦没者等の子
- 3、戦没者等と生計関係を有していた
①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
(但し、平成17年4月1日において婚姻により姓が変わっている方、遺族以外の方と養子縁組をしている方は除かれます。)
- 4、上記3以外の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
- 5、上記1から4以外の三親等内の親族(但し、戦没者等の死亡時までに引き続き1年以上生計関係を有していた方のみ。)

戦没者等の子や兄弟姉妹など、同じ順位の方が複数人の場合は、そのうちの代表者お一人が特別弔慰金を請求することになります。また、その際、請求者以外の方の同順位の方については、請求同意書の提出が必要となります。

お問い合わせ 住民課 援護係 ☎ 945-2072



飲酒運転根絶!

お酒を飲んで運転したら...

損害賠償責任を負う



家庭が崩壊する



飲酒運転四(し)ない運動

- 一、運転するなら酒を飲まない
- 二、酒を飲んだら運転しない
- 三、運転する人に酒を勧めない
- 四、酒を飲んだ人に運転させない

【平成19年9月19日施行】

- 運転者本人**
酒酔い運転
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 運転者の周辺者**
車両提供
(運転者が酒酔い運転)
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
(運転者が酒気帯び運転)
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒類提供
(運転者が酒酔い運転)
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
(運転者が酒気帯び運転)
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金
同乗
(運転者が酒酔い運転)
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
(運転者が酒気帯び運転)
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 救護義務違反(ひき逃げ)**
10年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 飲酒運転検知拒否**
3カ月以下の懲役又は50万円以下の罰金

『飲酒運転は犯罪です!』

与那原町交通安全推進協議会 与那原地区飲酒運転根絶連絡協議会
与那原警察署 与那原地区交通安全協会

「5つのかける」運動にご協力!!
犯罪は、私たちのちょっとした注意で防止することができます。
私たちは犯罪を防止するための「5つのかける」運動を推進しています。

- 1 **「気にかかる」**
- 2 **「鍵をかける」**
- 3 **「手間をかける」**
- 4 **「コストをかける」**
- 5 **「声をかける」**

与那原地区防犯協会・与那原警察署・与那原町役場

与那原町役場消防避難訓練のお知らせ

与那原町役場において火災を想定した避難訓練を下記のとおり実施します。来庁されますお客様につきましてもその時間は避難していただく予定です。皆様のご理解ご協力よろしくお願いたします。

日 時 / 平成20年3月21日(金)午後3時~4時
場 所 / 与那原町役場庁舎
内 容 / 火災発生を想定とした避難訓練

お問い合わせ

企画総務課 ☎945-2201

あなたも吟詠を楽しみませんか

詩吟サークル 会員募集

発声練習、腹式呼吸、ストレス解消に…。
ぜひライフワークとして詩吟を始めましょう。
初心者歓迎、まずは見学にお越し下さい。

活動日 / 木曜 午後1:30~3:30
場 所 / 町コミュニティーセンター2F
会 費 / 月3,000円

お問い合わせ

コミュニティーセンター ☎835-8220 (公民館係)

お詫び 2月号(No.378)12ページ

◎「健康保険課からのお知らせ」の記載に誤りがありました。
(誤)町・県民税申告受付を行います。
→(正)臓器移植のこと、知っていますか?
訂正してお詫びいたします。

手作りこいのぼりの募集

「平和祈念こいのぼり掲揚事業」の一環として、家庭や幼稚園、保育園等で作った平和メッセージ入りこいのぼりを糸満市平和記念公園内で掲揚します。

皆さんの「手作りメッセージ入りこいのぼり」を募集します。

※「平和記念のこいのぼり掲揚事業」

戦没者の慰霊と平和発信、更に若者の霊場への関心を高め、各都道府県と沖縄県の絆を深めることを目的としています。

平和祈念こいのぼり掲揚式参加者募集

「平和祈念こいのぼり掲揚事業」の一環として、こいのぼり掲揚式を行います。

各県慰霊塔でこいのぼりを掲揚する子ども達を募集します。

期 日 / 平成20年4月26日(土)
場 所 / 糸満市摩文仁平和祈念公園 午前10時
米須、真栄里 午前11時

お問い合わせ

沖縄県平和祈念財団 〒901-0333糸満市字摩文仁577
☎997-2765 FAX 997-2767

E-Mail ireihousankai@yahoo.co.jp http://heiwa-irei-okinawa.jp/

●日 時：平成二十年三月二十日(木) 第一回二時・第二回五時
 ●場 所：与那原町社会福祉センター
 ●チケット：前売 大人1,000円・小人500円(高校生まで)
 当日 1,100円・700円



チケット販売・お問い合わせ
 あすなる共同作業所 ☎946-4543

アニメ映画「大ちゃん、だいすき」は、障がいのあるお兄ちゃんを必死に支える主人公の女の子を中心に、家族で支えあい困難を乗り越えていく様子が描かれ、家族や友達が支えあい助け合って生きていく大切さを

上映には赤い羽根共同募金の支援を受けて行います。福祉バザーも同会場で併設します。あすなる共同作業所の利用者手作りの作品展示即売をメインに行います。
多数のご来場お待ちしております。

あすなる共同作業所



「福祉バザーと映画上映会」のお知らせ

訴えた感動的な作品となつており小学生にもわかりやすい内容になっていきます。ぜひ、親子・家族と一緒に鑑賞していただき、障がいをもつ方達のことを話すきっかけにしたいだけだと思います。

広告募集

町のホームページ、町広報誌等刊行物や印刷物に
 広告(有料)を載せてみませんか?
 詳しくはお問い合わせ下さい。

◆お問い合わせ 企画総務課 広報係 ☎945-2201

包んでポイ イサゴール50億

インドの食物繊維と腸内細菌を豊かにする、ビフィズス菌、オリゴ糖などの働きで、たっぷりの便を作り、老廃物や毒素まで包んで排出。ダイエツト効果もあり大人気。



大腸を活性 45包入 6,090円

便秘でお悩みの方・先着20名様
 快便セットのサンプル進呈!

板良敷丸大スーパー近く

めぐみ薬局
 ☎945-5710

営業時間/AM9:30~PM8:00
 定休日(日曜日)

広告

ずっといっしょ。ずっとしあわせ。



有料老人ホーム
ほがらか苑与那原

オープンしました 事業所番号:4773400124

デイサービスセンター-ほがらか

てる君 まーちゃん
入居者募集中!!

代表取締役 照屋 義実
 (株)ケアサポート(照正グループ)

〒901-1303 与那原町字与那原1122番地 TEL&FAX (098) 945-0556
 www.terumasagumi.co.jp/hogarakaka/ E-mail:hogarakaka@terumasagumi.co.jp

広告



医療法人 和の会

与那原中央病院

診療科目 院長 与儀 裕

内科・外科・整形外科・眼科・皮膚科・麻酔科
 肛門科・泌尿器科・放射線科・リハビリテーション科
 消化器科・循環器科・呼吸器科・歯科・歯科口腔外科
 心カテ検査・睡眠時無呼吸検査・人工透析・人間ドック

〒901-1303 与那原町字与那原2905 ☎(098) 945-8101 (代)

広告

冠婚葬祭

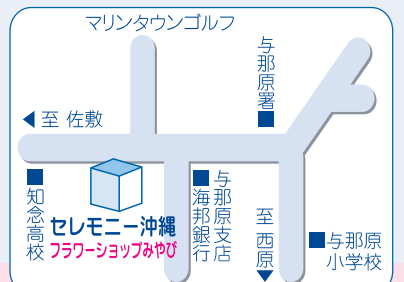
24時間受付

(有)セレモニー沖縄

代表取締役 伊是名 雅敏
 与那原町字与那原349番地の1

☎946-9300

生花部 フラワーショップ みやび TEL 098-946-2117
 FAX 098-946-5692



☎0120-69-2117